

函館開発建設部電線共同溝管理規程

平成15年1月8日函建管第701-1号

改正 平成28年9月9日函建公管第524号-2

改正 令和6年4月1日函建公管第1067号-1

函館開発建設部長

(目的)

第1条 この規程は、北海道開発局長（以下「道路管理者」という。）が管理する電線共同溝に関し、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年3月23日法律第39号、以下「法」という。）第18条の規定に基づき、その構造の保全及び管理費用の負担に関する事項、電線共同溝に敷設する収容物件の管理に関する事項、その他電線共同溝の管理に関する必要な事項を定め、もって電線共同溝の安全かつ円滑な管理運営を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は、それぞれ次の各号に掲げるところによるものとする。

- 一 「電線共同溝」とは、電線の設置及び管理を行う二以上の者の電線を収容するため道路管理者が道路の地下に設ける施設をいう。
- 二 「道路設備」とは、道路管理者が道路の施設として電線共同溝に敷設する電線及び通信線等をいう。
- 三 「占用物件」とは、電線共同溝に敷設する道路設備以外で占用者が敷設するものをいう。
- 四 「占用者」とは、前号の占用物件の敷設に関して道路管理者から法に基づく許可を受け、又は協議により道路を占用する者をいう。
- 五 「収容物件」とは、道路設備及び占用物件をいう。
- 六 「占用工事」とは、占用物件に係る工事をいう。

(管理区分)

第3条 電線共同溝及び道路設備は道路管理者が、占用物件は占用者が、それぞれ管理する。

(台帳の作成及び保管)

第4条 道路管理者は、円滑な管理運営を図るため電線共同溝管理台帳（以下「台帳」という。）を作成し、保管するものとする。

- 2 台帳は、調書及び図面をもって組成する。

3 調書には、次の各号を記入する。

- 一 収容物件の敷設状況
- 二 収容物件の種類、占用許可年月日、許可番号、敷設工事着手年月日及び完了年月日
- 三 収容物件の管理者名、連絡先
- 四 その他必要事項

4 図面には、次の各号を記入する。

- 一 電線共同溝の位置、規模及び構造
- 二 その他必要事項

5 道路管理者は、台帳を整備するものとし、各占用者に台帳を閲覧させることができるものとする。

6 占用者は、自己に起因して台帳の内容に変更が生じたときには、速やかに道路管理者に届け出なければならない。

(収容物件の明示)

第5条 道路管理者及び占用者は、収容物件に管理者名、敷設年月及び電圧（電気事業法の規定に基づいて設ける電線に限る。）を明示するものとする。

(収容物件に変更がある場合の措置)

第6条 道路管理者は、占用者が新たに加入する等収容物件に変更が生ずるときには、あらかじめ関係占用者に通知するものとする。

(工事の承認)

第7条 占用者は、占用工事を施行しようとするときには、電線共同溝占用工事施行承認申請書（別添様式－1）を道路管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

(工事の施行)

第8条 占用者は、占用工事の際に電線共同溝の構造及び他の占用物件の保持に支障を及ぼさないために必要な措置を講じなければならない。

2 占用者は、占用工事が他の収容物件に支障を及ぼすおそれのあるときには、他の占用者と協議し、必要に応じその立会を求めるものとする。

3 道路管理者が電線共同溝内において工事を施行する場合、他の収容物件に影響を及ぼすおそれがあるときは、事前に関係占用者と連絡、打合せを行うものとする。

4 占用者は、占用工事に着手したとき又は完了したときには、道路管理者に工事着手届（別添様式－2）及び工事完了届（別添様式－3）を提出し、当該電線共同溝の維持管理を担当している道路事務所長（以下「所長」という。）の確認を受けなければならない。

(入溝時の承認・措置)

第9条 入溝に必要な鍵は、所長が保管するものとし、必要に応じて占用者に鍵を貸与することができる。

2 占用者は、電線共同溝内に入溝しようとするときは、あらかじめ所長に電線共同溝入

溝許可及び鍵貸与申請書（別添様式－４）を提出し、許可を受けなければならない。

- 3 前項の許可を受けた占有者は、電線共同溝鍵貸出簿（別添様式－５）に必要事項を記入の上、入溝責任者が鍵の貸与を受けるものとする。その際、次の各号を遵守しなければならない。
 - （１）入溝責任者は、貸与された鍵の保管に十分な措置を講じ、許可された目的以外に使用しないこと。
 - （２）鍵は、所長が定めた期日までに返納すること。
 - （３）鍵の貸与は原則入溝期間中に行う。ただし、休日・夜間施工等の場合は入溝期間前の貸与及び入溝期間後の返却も可とする。
 - （４）鍵の複製は禁止する。
 - （５）鍵を紛失又は破損した場合は、関係する鍵の取り替え費用を入溝者が負担するものとする。
- 4 占有者は、事故及びその他やむを得ない事由により緊急に入溝しようとするときは、所長に連絡し、その指示に従って入溝できるものとし、事後速やかに電線共同溝入溝許可及び鍵貸与申請書（別添様式－４）を提出し、作業内容等の確認を受けなければならない。
- 5 占有者は、作業が完了したときは、電線共同溝入溝（作業）完了及び鍵返納届（別添様式－４）に必要な事項を記載の上、所長に提出するとともに、電線共同溝鍵貸出簿に必要な事項を記入して鍵を返納し、確認を受けなければならない。
- 6 電線共同溝に入溝したときは、電線共同溝入溝日誌（別添様式－６）に必要な事項を記載の上、鍵の返納時に所長へ提出すること。

（自らが直接に工事及び作業を行わない場合の責務）

- 第10条 道路管理者及び占有者は、電線共同溝内で行う工事等を請負等により第三者に施行させる場合は、当該工事等を道路管理者又は占有者に代わって行う者（以下「請負者等」という。）に次の事項を遵守するよう徹底しなければならない。
- 一 本規程及び本規程に基づき定められた保安細則（以下「規程等」という。）のうち、入溝手続き、事故防止に係る規定を熟知し遵守すること。
 - 二 工事等を行うときは、規程等の写しを携行すること。また、工事等が占有に係る工事であるときは、当該工事等に係る占有の許可書等の写しも携行すること。
 - 三 緊急時の連絡体制については、「電線共同溝・情報ボックス管理マニュアル」に基づき、緊急連絡体制を確立すること。
- 2 道路管理者及び占有者は、請負者等の行う工事等について適切な監督を行い、電線共同溝及び占有物件の構造の保全と事故防止に努めなければならない。
 - 3 電線共同溝内で行う工事等を請負等により第三者に施行させる場合の請負者の義務は、規程等に定める道路管理者又は占有者の義務を準用するものとする。

（点検及び通報の義務）

- 第11条 道路管理者及び占有者は、必要に応じ巡視又は点検を行い、自己の管理する施設を常時良好な状態に保持するよう努めなければならない。
- 2 道路管理者及び占有者は、巡視又は点検の際に電線共同溝や収容物件等に異常を発見

したとき及び他の占用物件を損傷したときは、別途道路管理者が定める緊急連絡系統に基づき、直ちに関係者に通報するとともに、必要に応じ応急的な措置を講じなければならない。

- 3 前項の場合、占有者は速やかに設備異常発見報告書（別添様式－7）を所長に提出しなければならない。また、当該物件占有者は措置完了後、直ちに事故報告書（別添様式－8）で所長に報告するものとし、道路管理者が措置した場合においても各占有者に通知するものとする。

（関係法令の遵守）

第12条 占有者は、前各条の規定により作業等を実施しようとする場合は、本規程によるほか関連法令等を遵守しなければならない。

（費用の負担）

第13条 電線共同溝の管理に要する費用（以下「管理費」という。）の負担については、次の各号に定めるところにより負担するものとする。

- 一 電線共同溝の改築、維持、修繕、災害復旧及びその他の管理に要する費用は、当該工事等に直接必要な本工事費、附帯工事費、測量設計費、補償費、船舶及機械器具費、営繕宿舍費及び事務費の合計額に当該電線共同溝の建設に要した額の負担割合を乗じて得た額を道路管理者及び占有者がそれぞれ負担するものとする。

ただし、道路管理者は、この規程によることができない場合又は著しく公平を欠くと認められる場合には、占有者の意見を聴取し、別に負担金の額を定めることができる。

- 二 前号の占有者の負担額に円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

- 三 占用物件の設置又は管理の工事等により、電線共同溝及び占用物件に損害を与えた場合の復旧費は、前2号の規定にかかわらずその原因者の負担とする。

- 四 特定の占有者の必要により生じた当該電線共同溝の改築に要する費用は、当該占有者の負担とする。

- 五 占有者の負担額は、本工事費、附帯工事費、測量設計費、補償費、船舶及機械器具費、営繕宿舍費及び事務費の合計額とし、そのうち船舶及機械器具費、営繕宿舍費及び事務費の算出は次のとおりとする。

- （1）船舶及機械器具費は、本工事費、附帯工事費、測量設計費及び補償費の合計額を次表に掲げる基準ごとに区分し、それぞれに各率を乗じて算出加算した額とする。

ただし、合計額が5,000,000円未満の場合を除く。

基 準 額	船 舶 及 機 械 器 具 費 の 率
20,000,000円以下の金額	0.8%
20,000,000円を超え50,000,000円以下の金額	0.6%
50,000,000円を超え80,000,000円以下の金額	0.4%
80,000,000円を超える金額	0.2%

- （2）営繕宿舍費は、本工事費、附帯工事費、測量設計費、補償費及び船舶及機械器具

費の合計額を次表に掲げる基準ごとに区分し、それぞれに各率を乗じて算出加算した額とする。

ただし、合計額が5,000,000円未満又は工期が100日未満の場合を除く。

基 準 額	営 繕 宿 舎 費 の 率
20,000,000円以下の金額	1.0%
20,000,000円を超え50,000,000円以下の金額	0.8%
50,000,000円を超え80,000,000円以下の金額	0.6%
80,000,000円を超える金額	0.4%

(3) 事務費は、本工事費、附帯工事費、測量設計費、補償費、船舶及機械器具費及び営繕宿舍費の合計額を次表に掲げる基準ごとに区分し、それぞれに各率を乗じて算出加算した額とする。

基 準 額	事 務 費 の 率
20,000,000円以下の金額	10%
20,000,000円を超え50,000,000円以下の金額	8%
50,000,000円を超え80,000,000円以下の金額	6%
80,000,000円を超える金額	4%

六 管理費のうち占用者が負担することとなる負担額は、全て道路管理者が徴収するものとする。

七 占用者は、道路管理者が作成する管理費徴収資金計画書に基づき歳入徴収官函館開発建設部次長の発行する納入告知書により、管理費を納入するものとする。

八 道路管理者が徴収する管理費は、毎会計年度末に精算するものとする。

ただし、改築、維持、修繕、災害復旧及びその他の工事で完了の都度精算できるものについては、その都度精算することができるものとする。

(溝内の清掃)

第14条 所長は、溝内を常に清潔な状態に保持するため、必要に応じて清掃を行うものとする。

(近接工事施行時の措置)

第15条 所長は、電線共同溝に近接した占用工事等の申請があった場合には、「電線共同溝・情報ボックスマニュアル」に基づきチェックを行い、現地立会又はその他必要な措置を講じなければならない。

(損害又は紛争の処理)

第16条 道路管理者及び占用者は、収容物件の設置、管理の瑕疵又は工事等に起因して第三者（道路管理者及び他の占用者を含む。）に損害を与え、又は第三者と紛争が生じた場合においては、当該原因者の責任において解決しなければならない。

(連絡協議会の設置)

第17条 電線共同溝及び収容物件の管理を円滑に進めるため、道路管理者及び占有者から構成される、情報ボックス等連絡協議会を函館開発建設部で設置し、所要事項について協議・調整を行うものとする。

(道路管理者への届出等)

第18条 この規程の定めによる道路管理者への承認申請、届出、報告等は、所定の様式により所長を経由して行うものとする。

(保安細則)

第19条 道路管理者は、保安、防災上特に必要な事項について電線共同溝に関する保安細則を定めることができる。

(規程に関する疑義等)

第20条 この規程に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、道路管理者と占有者が協議するものとする。

附 則 (平成15年1月8日函建管第701-1号)

(施行期日)

この規程は、平成15年1月8日から施行する。

附 則 (平成28年9月9日函建公管第524号-1)

(施行期日)

この規程は、平成28年9月9日から施行する。

附 則 (令和6年4月1日函建公管第1067号-1)

(施行期日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。